## 群馬大学大学教育・学生支援機構大学教育センター大学院教務委員会内規

平成29. 4. 1 制定 改正 令和 5. 4. 1 令和 6. 7.24 令和 7. 4. 1

(趣 旨)

第1条 この内規は、群馬大学大学教育・学生支援機構大学教育センター規程第7条第2項の規定に基づき、大学教育センター大学院教務委員会(以下「委員会」という。)に関し必要な事項を定める。

(審議事項)

- 第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。
- (1) 大学院教育の教育内容及び教育方法の改善に関する事項
- (2) 大学院教育の運営及び評価に関する事項
- (3) 大学教育センターの運営に関する事項
- (4) その他大学院教育に関する事項

(組 織)

- 第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。
  - (1) センター長
  - (2) 副センター長
  - (3)教育学研究科、情報学研究科、社会情報学研究科、医学系研究科、保健学研究科及び理工学府の大学院教務を所掌する委員会等の長
  - (4) 食健康科学研究科、パブリックヘルス学環及び医理工レギュラトリーサイエンス学 環から選出された教員 各1人
  - (5) 学務部長
  - (6) センター長が指名する者 若干人

(任期)

第4条 前条第4号及び第6号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員 を生じた場合は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

- 第5条 委員会に委員長を置き、センター長をもって充てる。
- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。 (会 議)
- 第6条 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 2 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴く

ことができる。

(部 会)

- 第8条 委員会に、第2条に掲げる事項を具体的に審議させるため、大学院授業英語化推 進部会を置く。
- 2 前項の部会に部会長を置き、センター長が指名する者をもって充てる。
- 3 部会に関し必要な事項は、センター長が別に定める。

(事 務)

第9条 委員会の事務は、学務部教務課において処理する。

(雑 則)

第10条 この内規に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、センター長が 別に定める。

(内規の改廃)

第11条 この内規の改廃は、学長が行う。

附則

- 1 この改正は、令和6年7月24日から施行する。
- 2 この改正の施行の日(以下、「施行日」という。)の前日において、改正前の規程第 3条第5号に掲げる委員である者のうち情報学研究科学務委員長である者は、施行日に おいて、改正後の規程第3条第3号に掲げる委員とみなす。
- 3 施行日の前日において、改正前の規程第3条第5号に掲げる委員である者のうちパブ リックヘルス学環及び医理エレギュラトリーサイエンス学環の教員は、施行日に改正後 の規程第3条第4号に掲げる委員として選出されたものとみなす。この場合において、 その選出されたものとみなされる者の任期は、第4条の規定にかかわらず、令和8年3 月31日までとする。

附則

この改正は、令和7年4月1日から施行する。